

## 国保の修学特例・住所地特例被保険者証について

八重瀬町の国民健康保険に加入している方で、町外へ住所を異動する場合は、原則、資格喪失の届出が必要となります。ただし、下記事由に該当する場合、特例として本町から継続して保険証が交付されますので、速やかにお手続きをお願いします。

### 特例対象者

- ・大学、高校などへ通学するため町外へ住所を異動した方
- ・児童福祉施設や介護保険施設などへ入所するため住所を異動した方



### 必要書類

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 申請者の本人確認ができるもの
- ③ 修学の場合 → 在学証明書または学生証のコピー
- ④ 個人番号カードまたは通知カード(特例を受ける対象者のもの)
- ⑤ 世帯が異なる方が手続きする場合は世帯主からの委任状

※この特例措置を受けるためには毎年申請が必要となります。

※現在、特例を受けている方で、下記事由に該当し、転出地(現住所地)に引き続き住所を置かれる場合には、本町国民健康保険資格喪失の手続きが必要となります。詳しくは健康保険課までお問い合わせください。

- ・卒業、退学等で学生でなくなったとき
- ・施設を退所したとき

このような時には届出を!

- ・就職や家族の扶養などで職場の健康保険に加入したとき
- ・住所を異動したり、世帯主が変更になったとき
- ・生活保護を受け始めたとき

お問い合わせ：健康保険課 ☎098-998-2210

## 令和6年度

## はり・きゅう・あん摩・マッサージ助成券の交付(前期)が始まります!

八重瀬町指定の施術所で、はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術を受ける際に、1日1回につき1,000円を助成します。

令和6年4月1日(月)から受付開始



- 【対象者】
- ① 八重瀬町の国民健康保険に加入している方
  - ② 国民健康保険税の未納がない方
  - ③ 保険対象の施術(はり・きゅう・あん摩・マッサージ・柔道整復・整形外科等の医療機関)を受けていない方

- 【交付枚数】 年度内に最大12枚まで。(1回の申請につき4枚、最大3回まで申請可能)  
※2回目以降の交付申請については、前回交付分を使用後に申請してください。

- 【助成期間】 助成券を交付された日から、令和7年3月31日まで。

- 【申請方法】 ◆申請期間：(前期)令和6年4月1日(月)～ 令和6年9月30日(月)  
(後期)令和6年10月1日(火)～ 令和7年3月31日(月)  
※各期間で予定枚数に達し次第、交付終了となりますので、予めご了承ください。

- ◆必要なもの：国民健康保険被保険者証



申請先・問合せ先 | 健康保険課(役場1階/②緑の窓口) | ☎098-998-2210

## 令和6年度

## 奨学生の募集

申込・問合せ

学校教育課(役場3階)  
☎098-998-7571

## 令和6年度 町育英資金貸与生の募集

※令和5年度貸与決定者も毎年度お申込みが必要です

【申込資格】 次の①～③全てを満たす者

- ① 八重瀬町に引き続き1年以上住所を有し(学業のための住所変更は問わない)、成績優秀でかつ経済的理由により就学困難な大学生、短期大学生および専門学校生(学校教育法に定める学校)
- ② 貸与後、町育英会規則および細則を遵守し奨学金の返還が可能な者
- ③ 他の奨学金の貸与を受けていない者

【募集人数】 若干名

【申込期間】 令和6年4月1日(月)～4月30日(火)

【採用方法】 申込者の中からその世帯の所得状況(家庭の経済事情)に応じ、貸与生を採用します  
※世帯の所得状況によっては不採用となる場合もあります。

【貸与額】 令和6年4月分から翌年3月分まで

県内の学校	月額3万円(年間36万円)
県外の学校	月額4万円(年間48万円)
新入学生のみ	入学料の1/2もしくは上限30万円まで ※入学料と併せて上記(県内・県外)の貸与額も貸与されます。 貸与は7月～8月を予定



【利息】 無利息

【償還方法】 大学等を卒業し1年経過後から、貸与月額の2分の1以上の額を育英会指定の口座へ振り込むこと

【申込方法】 学校教育課窓口で配布する願書(指定様式)と、各種証明書等を添付し提出すること  
※必要な証明書等については、学校教育課までお問い合わせください

## 令和6年度 南部振興会奨学生(貸与)の募集

【申込資格】 次の①～④全てを満たす者

- ① 沖縄県南部に引き続き1年以上、住所を有する者(学業のための住所変更は問わない)
- ② 学校教育法に定める大学・大学院・短期大学・高等専門学校に在籍している者
- ③ 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって経済上の支障で学業を続けることが困難と認められる者
- ④ 他の奨学金の貸与を受けていない者

【募集人数】 5名

【申込期間】 令和6年4月5日(金)

【貸与額】

県内の学校	月額4万円(年間48万円)
県外の学校	月額5万円(年間60万円)

【貸与期間】 奨学生に採用した時から、その者の大学の最短就業年限の終期まで

【利息】 無利息

【償還方法】 貸与期間が終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後から、貸与を受けた全額を10年以内に、月賦又は半年賦とし指定金融機関の預金口座から自動振替により償還する

【申込方法】 学校教育課窓口で配布する願書(指定様式)と各種証明書等を添付して提出すること

南部振興会  
ホームページ

